

第6編 資料編

1 防災組織

1-1 防災関係機関一覧

名 称	所 在 地	電話番号
オホーツク総合振興局地域政策課防災	網走市北7条西3丁目	0152-41-0625
オホーツク総合振興局網走建設管理部 建設行政課総括係	網走市北7条西3丁目	0152-41-0707
網走保健所企画調整係	網走市北7条西3丁目	0152-41-0683
オホーツク総合振興局東部森林室	北見市青葉町2番10号	0157-24-6276
網走地方气象台	網走市台町2丁目1番6号	0152-43-4348
網走開発建設部	網走市新町2丁目6-1	0152-44-6171
北海道農政事務所北見地域センター	北見市青葉町6-8 北見地方合同庁舎	0157-23-4171
網走南部森林管理署	小清水町字小清水656番地の3	0152-62-2211
小清水郵便局	小清水町字小清水315番地	0152-62-2800
斜里警察署（小清水駐在所）	小清水町字小清水290番地の2	0152-62-2810
斜里警察署（浜小清水駐在所）	小清水町字浜小清水41番地	0152-64-2207
北海道電力(株)斜里営業所	斜里町青葉町47番地	0152-23-2038
小清水町農業協同組合	小清水町字小清水379番地	0152-62-2111
小清水町商工会	小清水町字小清水658番地の4	0152-62-2608
網走信用金庫小清水支店	小清水町字小清水318番地	0152-62-2221
(株)NTT東日本北海道北見支店	北見市中央町2-18	0157-21-2250
小清水赤十字病院	小清水町字小清水645番地の16	0152-62-2121

2 防災関係条例

2-1 小清水町防災会議条例

(昭和38年3月20日)
(条例第8号)

改正 昭和55年7月1日 条例第12号 平成12年3月21日 条例第30号
平成18年7月5日 条例第15号 平成24年9月11日 条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、小清水町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 町地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は町長をもって充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は次の各号に掲げる者をもって充てる。

- | | |
|---------------------------------------|----|
| (1) 指定行政機関の職員のうちから町長が任命する者 | 5名 |
| (2) 北海道知事の部内職員のうちから町長が任命する者 | 2名 |
| (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者 | 1名 |
| (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者 | 2名 |
| (5) 教育長 | |
| (6) 斜里地区消防組合、消防団長のうちから町長が任命する者 | 1名 |
| (7) 斜里地区消防組合、消防職員のうちから町長が任命する者 | 1名 |
| (8) 指定公共機関又は、指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者 | 4名 |
| (9) 防災対策に関し知識又は経験を有する者のうちから町長が任命する者 | 2名 |

6 第5項第8号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期はその前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査するため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のあるうちから町長が任命する。

3 専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事、その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年7月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月21日条例第30号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年7月5日条例第15号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年9月11日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

2-2 小清水町災害対策本部条例

(昭和38年3月20日)
(条例第9号)

改正 平成24年9月11日 条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、小清水町災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は本部長を助け、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 本部長は、必要を認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(本部長への委任)

第4条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月11日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行する。

3 気象等に関する資料

3-1 災害記録

(1) 風水害

年 月 日	災害の種類	災 害 の 概 要
平成4年 9月11日～12日	水 害	<p>9月11日から12日にかけて台風17号が網走地方を襲い、記録的な雨量によって収穫期を目前にした農作物に大きな被害をもたらし、小清水町内では北斗地区、浜小清水地区の一部を中心に農耕地は泥海と化した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降水量 215mm ・被害戸数 299戸 ・農作物被害面積 約789ha ・被害額 3億7948万円 ・馬れいしょ、てん菜、玉ネギなどに被害 ・豚 24頭死亡
平成10年 8月27日～30日	水 害	<p>8月27日夕方から30日にかけて活発な前線がオホーツク海から北海道の南西部に停滞、小清水町でも154mmの降水量を記録する大雨にみまわれた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・止別川下流南0号～1号付近及び浦士別川河川の増水による畑地の冠水 50ha ・町道決壊 55路線、91か所 ・通行止め 12か所
平成10年 9月16日～17日	水 害	<p>9月16日未明から17日にかけて台風5号が道東地方を通過し、小清水町でも81mmの降水量を記録した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町道決壊 25路線、31か所 ・通行止め 4か所 ・床下浸水 住宅1棟、倉庫1棟 <p>農業被害戸数139戸、農作物被害面積303.30ha、被害金額1億8731万円に及ぶ被害状況が報告された。</p>
平成20年 6月11日	雹 害	<p>6月11日昼過ぎ、上空に寒気が入った影響で大気の状態が不安定になり、オホーツク管内の広い範囲で降雹と激しい雨にみまわれ、町内の浜小清水地域から東野方面にかけて、農作物や農業施設などに大きな被害をもたらした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雹日時 6月11日(水) 14:00頃 ・被害地域 8地域 ・農作物被害面積 約3081ha (てん菜1087ha、小麦843ha、馬れいしょ756ha、他395ha) ・農産物被害金額 5億900万円

		<ul style="list-style-type: none"> ・ビニールハウス 72棟
平成23年 6月10日	雹害	<p>6月10日、大雨を伴う降雹により、町内の上徳・共和高台地域から泉・東野・止別方面にかけて、農作物に被害が発生した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降雹地域 5地域 ・農作物被害面積 約188ha (てん菜106ha、小麦39ha、大豆13ha、他30ha)
平成25年 3月2日～3日	暴風雪	<p>3月2日午後から発達した低気圧により、暴風雪警報が発表され、道東や道北地方で3日明け方まで暴風雪が猛威を振るった。このため、主要な国道では立ち往生する観光バスや車が多数みられた。こうした中、中標津町や湧別町などで、行き倒れや車内の一酸化中毒により9名が犠牲になった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難者 愛ホール40名、道の駅はなやか小清水200名 ・停電 浜小清水地域
平成27年 10月8日	水害	<p>10月8日明け方から9日にかけて、大型の台風23号が発達しながら道東地方に接近、温帯低気圧に変わっても勢いはそのまま続き、止別川、西幹線川が、浜小清水・中里地域で氾濫し、大きな被害を出した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・降水量 151.0mm ・被害戸数 224戸/324戸 ・農作物被害面積 266ha

3-2 除雪作業基準

(1) 国道路線（網走開発建設部）

種類	基準内容
新雪除雪	新雪除雪は、5 cm～10cm程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施する。 なお、大雪時若しくは大雪が予想される場合には、これによらず早期の除雪出動等適宜適切な除雪作業を実施する。

(2) 道道路線（オホーツク総合振興局網走建設管理部）

種類	区分	標準交通量	除雪目標
新雪除雪	第1種除雪	1,000台/日以上	異常な除雪時以外は2車線以上の幅員確保を原則に、異常時においても、極力2車線の確保を図る。
	第2種除雪	300台以上 ～ 1,000台/日未満	2車線以上の幅員確保を原則に、異常降雪時においても、極力1車線以上の確保を図る。夜間除雪は実施しない。
	第3種除雪	300台/日未満	2車線の幅員確保を原則に、状況により1車線幅員で待避所を設け、異常降雪時においては、一時通行止めも止むを得ない。夜間除雪は実施しない。

(3) 町道（小清水町建設課）

1車線確保を原則とし、夜間は除雪を行わない。

(4) 除雪作業路線等

国道・道道及び町道の除雪作業は、各機関の除雪基準により除雪作業面による。

4 災害危険箇所等に関する資料

4-1 監視・警戒河川

河川名	流路延長	担当分団	担当署	備考
止別川	31.6km	第一・三分団	小清水分署	
浦士別川	36.9km			川の中央が網走市との町境
野川	3.8km	第一分団		
東幹線川	6.5km	第二分団		
中央幹線川	16.3km	第一・二分団		
西幹線川	4.0km	第三分団		
美和幹線川	7.0km	第一・三分団		
ツッポチ川	11.1km			
ポンヤンベツ川	24.3km	第一分団		
イチャンケシオマナイ川	9.8km			
イチャンケパオマナイ川	8.6km			
ポン浦士別川	9.5km			
フジワラノ沢川	5.6km			
パナクシュベツ川	15.3km			
ミウラノ川	9.3km			
オンネ浦士別川	10.5km			
上徳沢川	5.0km			
ペナクシュ別川	15.0km			
ポンペナクシュベツ川	4.5km			
シノマンヤンベツ川	13.6km			
ハルキツノ川	9.5km			
ポンシノマヤンベツ川	4.5km			

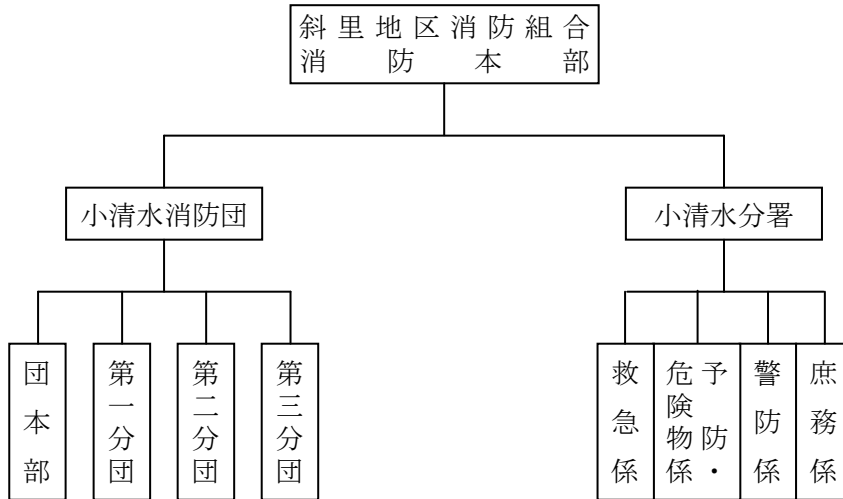
4-2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域

指定区域名	箇所番号	所在地	自然現象 の種類	法令等における指定状況		
				法令名	指定年月日	告示番号
小清水6区 ・7区	I-7-139-2633	小清水、 共和	急傾斜地 の崩壊	土砂災害警戒 区域等におけ る土砂災害防 止対策の推進 に関する法律	H27.9.11	北海道告示 第618号
小清水1区	II-7-152-1999	小清水				

5 消防・水防に関する資料

5-1 消防力の現況

(1) 組織図



(2) 消防職員の配置

所属別	階級別							計
	消防監	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	
斜里地区消防組合 小清水分署	0	0	1	4	5	4	2	16

(3) 消防団員の配置と地域分担表

区分 団分団名	団員数	管轄区域	
		管轄	区域
団本部	14人	小清水町一円	
第1分団	35人	小清水、旭、泉、萱野、美和、中里、上徳、東野共和、神浦、水上	
第2分団	19人	止別、北斗の一部	
第3分団	17人	浜小清水、倉栄、北斗の一部	
合計	85人		

(4) 車 両

小清水分署	大型水槽車	1台
	水槽付ポンプ自動車	3台
	指令車	1台
	救急車	1台
	資機材搬送車	1台
	動員車	1台
消 防 団	水槽付ポンプ自動車	2台

5-2 消防水利の現況

(1) 消防用水利

消火栓	46
消防水槽40m ³ 級	27
消防水槽40m ³ 未満	4
消防用水路	0
その他の消防用指定水利	0

(2) 水防用資機材の備蓄状況

品 名	土のう (枚)	保 管 場 所	所 在 地
数 量	500枚	小清水町役場建設課	小清水町217番地
	1,100枚	小清水分署	小清水町51番地の5

(3) 民間等から調達可能な水防資機材

調達先	住 所	電話番号	調達できる資材
小清水町農業協同組合農業資材センター	小清水町788番地の5	62-2115	土のう用布袋、土のう用ビニール袋、スコップ・なわ

6 避難に関する資料

6-1 指定緊急避難場所

番号	施設名称	収容人数	所在地	電話番号
1	道の駅 はなやか小清水	100	浜小清水474番地の7	63-4111

6-2 指定避難所

番号	施設名称	収容人数	所在地	電話番号
2	愛ホール（多目的研修集会施設）	217	小清水682番地の2	62-3363

6-3 福祉避難所

番号	施設名称	収容人数	所在地	電話番号
3	特別養護老人ホーム「愛寿苑」	30	共和13番地の1	62-3301

6-4 避難所

番号	施設名称	収容人数	所在地	電話番号
4	小清水小学校	493	小清水658番地	62-2053
5	小清水中学校	601	小清水640番地	62-2109
6	小清水高等学校	500	小清水693番地の1	62-2813
7	小清水中央公民館	542	小清水224番地	62-3350
8	小清水町立保育所	170	小清水651番地の30	62-2702
9	農業者トレーニングセンター	510	小清水681番地	62-2558
10	止別公民館	400	止別160番地の11	67-2410
11	止別へき地保育所	133	止別158番地の2	67-2102
12	浜小清水公民館	206	浜小清水102番地の8	64-2117
13	中斗美住民センター	175	中里30番地の6	62-3266
14	旭野住民センター	228	東野37番地の1	62-3272
15	水上住民センター	146	水上329番地の15	62-3274
16	泉住民センター	95	泉587番地の4	62-3979
17	神浦住民センター	135	神浦253番地	62-3265
18	共和上徳住民センター	164	共和400番地の2	62-3268

避難所位置図

7 医療救護に関する資料

7-1 医療機関一覧

病院名	所在地	電話番号	診療科目
小清水赤十字病院	小清水町字小清水645番地16	62-2121	内科、皮膚科、整形外科、リハビリテーション科、泌尿器科、麻酔科

7-2 感染症指定医療機関

種別	振興局名	医療圏域	医療機関名	住所	指定病床数
第1種	石狩	札幌	市立札幌病院	札幌市中央区北11条西13丁目1-1	2
第2種	オホーツク	北網	北見赤十字病院	北見市北6条東2丁目1番地	2
			J A北海道厚生連網走厚生病院	網走市北6条西1丁目9番地	2

8 危険物等施設に関する資料

8-1 危険物施設一覧

(平成27年11月1日現在)

No.	事業所名	所在地	施設区分												計	備考
			貯蔵所						取扱所							
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
1	橋石油	小清水188番地							1		1				2	2区
2	〃	小清水635番地の1					2			1					4	1区
3	オホーツク・エア・ウォーター(株) 小清水中島サービスセンター	小清水664番地					1		2		1	1			5	7区
4	小清水農協給油所	小清水46番地の2									1				1	2区
5	ホクレン石油広域流通施設	小清水46番地の2					1					1			2	2区
6	小清水農協麦乾施設	美和434番地の1					1					1			2	美和
7	〃	美和434番地の7					1					1			2	美和
8	小清水農協澱粉工場	共和127番地			1							1			2	共和
9	〃	共和243番地			1										1	共和
10	丸北北興運輸	小清水817番地の4							7		1				8	9区南
11	雪印北網運輸	小清水165番地の2									1				1	1区
12	小清水トラック	小清水768番地									1				1	9区
13	小清水赤十字病院	小清水645番地の 16, 17					1					1			2	5区
14	町民サンプール	小清水658番地の1					1								1	7区
15	小清水高校	小清水693番地					1								1	7区川東
16	小清水町ふれあいセンター	小清水683番地の1					1								1	7区川東
17	小清水コミュニティプラザ	小清水497番地の1					1								1	7区
18	高齢者生活福祉センター	小清水13番地の3					1								1	5区
19	下山産業	旭201番地の3							2						2	旭
計					2		12		12	1	6	7			40	

9 輸送に関する資料

9-1 消防防災ヘリ指定離着陸地

施設名	所在地
小清水高等学校グラウンド	小清水693番地の1
小清水中学校グラウンド	小清水642番地の1

9-2 町有車両の現況

種類	台数(台)
交通安全パトロール車	1
作業用トラック	1
公用小型自動車(博愛号)	1
ダンプカー	4
ショベル	1
グレーダー	1
ロータリー除雪車	2
バス	6
給食センター軽トラック	1
給食センターパネル車	1
トレセン軽トラック	1
原付オートバイ	1
計	21

10 飲料水等の調達に関する資料

10-1 飲料水の調達可能状況

○ 給水資器材保有状況

保有先	資器材名	能力	数量	保管場所
小清水分署	水槽車	10,000ℓ	1	小清水分署
	タンク車	6,000ℓ	1	小清水分署
	タンク車	3,000ℓ	1	小清水分署
	タンク車	2,500ℓ	1	小清水分署
	タンク車	2,000ℓ	2	第2・3分団

11 1 廃棄物処理施設及び埋火葬等に関する資料

11-1 廃棄物処理施設

(1) ごみ処理施設

施設種別	施設名称	所在地	処理能力	電話番号
一般廃棄物	小清水町廃棄物処理場	上徳449番地の5	36,000m ³	62-3260

(2) し尿処理施設

施設名称	所在地	処理方法	処理能力	電話番号
斜里郡三町終末処理場	斜里町字大栄144番地	活性汚泥処理方式	16kℓ/日	0152-23-1069

11-2 火葬場及び埋葬場所の状況

(1) 火葬場の状況

火葬場名	所在地	処理能力(1日)	電話番号
小清水町葬斎場	小清水町字泉90番地の2	火葬炉 2基	62-4844

(2) 埋葬場所の状況

墓地名	所在地	面積(m ²)	埋葬可能人員 (区画数)
小清水墓地	泉19番地の1	35,110	1,928
止別墓地	止別26番地	4,966	294
浜小清水墓地	浜小清水183番地の2	9,884	334
旭墓地	止別705番地	4,957	110
神浦墓地	神浦316番地の3	13,447	210
中里墓地	中里145番地の2	7,271	10

12 通信に関する資料

12-1 無線通信施設

無線通信系統名	所轄機関名	所在地	備考
斜里地区消防組合	斜里地区消防組合 消防署小清水分署	小清水町字小清水51番地の5	
道庁系（防災行政無線）	北海道	小清水町役場	

13 災害救助法に関する資料

13-1 救助の種類及び基準

救助の種類	内 容 等	期 間	基 本 額																																										
避難所の設置	現に被害を受け又は受けるおそれのある者を一時的に收容し、保護する。	7日以内	1人1日当たり 300円以内																																										
福祉避難所の設置	高齢者等で特別な配慮を必要とする者を收容する。																																												
応急仮設住宅の供与	住家が全壊（全焼、流失）し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者に対し、簡単な住宅を仮設し、供与する。	着工～20日以内	規格～1戸当たり 平均29.7㎡（9坪） 基本額～1戸当たり 2,401,000円以内																																										
福祉仮設住宅の供与	高齢者等であって、日常生活において特別な配慮を必要とする者に対して設置する。	供与～完成の日から2年以内																																											
炊出しその他による食品の供給	避難所に收容された者等、日常の食事に支障のあるものに対し、炊出し等により、一時的に被災者の食生活を保護する。	7日以内	1人1日当たり 1,010円以内																																										
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	住家被害等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのご程度の被服、寝具等を給与又は貸与する。																																												
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区 分</th> <th>1人世帯</th> <th>2人世帯</th> <th>3人世帯</th> <th>4人世帯</th> <th>5人世帯</th> <th>6人以上 1人増すごとの加算</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">全壊、全焼 流失</td> <td>夏</td> <td>17,200円</td> <td>22,200円</td> <td>32,700円</td> <td>39,200円</td> <td>49,700円</td> <td>7,300円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>28,500円</td> <td>36,900円</td> <td>51,400円</td> <td>60,200円</td> <td>75,700円</td> <td>10,400円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">半壊、半焼 床上浸水</td> <td>夏</td> <td>5,600円</td> <td>7,600円</td> <td>11,400円</td> <td>13,800円</td> <td>17,400円</td> <td>2,400円</td> </tr> <tr> <td>冬</td> <td>9,100円</td> <td>12,000円</td> <td>16,800円</td> <td>19,900円</td> <td>25,300円</td> <td>3,300円</td> </tr> </tbody> </table>						区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとの加算	全壊、全焼 流失	夏	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円	冬	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円	半壊、半焼 床上浸水	夏	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円	冬	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円
区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとの加算																																						
全壊、全焼 流失	夏	17,200円	22,200円	32,700円	39,200円	49,700円	7,300円																																						
	冬	28,500円	36,900円	51,400円	60,200円	75,700円	10,400円																																						
半壊、半焼 床上浸水	夏	5,600円	7,600円	11,400円	13,800円	17,400円	2,400円																																						
	冬	9,100円	12,000円	16,800円	19,900円	25,300円	3,300円																																						
医療	医療の途を失った者に対し、救護班等により応急的処置を行う。（救護班の派遣によることを原則）…日赤委託	14日以内	救護班～実費 病院等～国保診療報酬の額以内																																										

救助の種類	内 容 等	期 間	基 本 額
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のために助産の途を失った者に対し、分べんの介助及び前後の措置を行う。	分べんの日から7日以内	救護班～実費 助産師～慣行料金の8割以内
災害にかかった者の救出	現に生命、身体に危険がある状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索、救出する。	3日以内	当該地域における通常の実費
災害にかかった住宅の応急修理	住宅が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理することができない者に対し、居住のために必要な最小限度の部分を応急的に修理する。	1ヶ月以内	1世帯当たり 520,000円以内
学用品の給与	住家被害等により、就学上欠くことのできない学用品を喪失、又は毀損し、直ちにこれら入手することができない、小学校児童及び中学校生徒に対し、必要最小限の学用品を給与する。	教科書等～1ヶ月以内 文房具等～15日以内	教科書等～実費 文房具等～小学生1人当たり 4,100円以内 中学生1人当たり 4,400円以内 高校生1人当たり 4,800円以内
埋葬	災害の際に死亡した者に対し、応急的な埋葬を実施する。	10日以内	1体当たり 大人201,000円以内 小人160,800円以内
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者を捜索する。	10日以内	当該地域における通常の実費
死体の処理	災害の際に死亡した者について、死体に関する処理を行う。…日赤委託。	10日以内	1体当たり 洗浄・消毒等 3,300円以内 一時保存（場所） 5,000円以内
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障を来している者で、自らの資力をもってこれを除去することができない者に対し日常生活に欠くことのできない部分の障害物を除去する。	10日以内	1世帯当たり 133,900円以内

救助の種類	内 容 等	期 間	基 本 額
輸送費及び賃金職員等雇上費	上記救助の実施に必要な物資等の輸送及び賃金職員等の雇い上げを行う。	各々の救助の実施が認められる期間	当該地域における通常の実費
これらの基準により難い特別の事情があるときは、内閣総理大臣に協議し、特別基準を設定することができる。			

14 応援に関する資料

14-1 北海道広域消防相互応援協定

(平成3年4月1日施行)

改正 平成6年7月25日

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

(対象とする災害)

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

(地域区分)

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

(代表消防機関の設置及び任務)

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (3) 応援の要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。
- (3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。
- (4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

(応援の種別)

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 陸上応援 消防隊、救助隊又は救急隊による応援
- (2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援
（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援要請の方法）

第7条 応援の要請は、災害が発生し、又は発生するおそれのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし、要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあつては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあつては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請をされた市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援隊の派遣）

第8条 前条の規定により応援の要請を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、前条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあつては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当

- (2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）
- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

この協定は、平成3年4月1日から施行する。

本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

附 則（平成6年7月25日締結）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

附 則（平成18年4月1日）

この協定は、平成18年4月1日から施行する。

別表

地域	構 成 市 町 等
道西地域	函館市、森町、八雲町、長万部町、渡島西部広域事務組合、南渡島消防事務組合、檜山広域行政組合
道南地域	室蘭市、苫小牧市、登別市、白老町、西胆振消防組合、胆振東部消防組合、日高東部消防組合、日高中部消防組合、日高西部消防組合
道央地域	札幌市、小樽市、夕張市、美唄市、芦別市、江別市、赤平市、三笠市、千歳市、歌志内市、恵庭市、北広島市、上砂川町、石狩北部地区消防事務組合、羊蹄山ろく消防組合、岩内寿都地方消防組合、北後志消防組合、滝川地区広域消防事務組合、岩見沢地区消防事務組合、深川地区消防組合、砂川地区広域消防組合、南空知消防組合
道北地域	旭川市、増毛町、上川北部消防事務組合、士別地方消防事務組合、上川南部消防事務組合、大雪消防組合、上川中部消防組合、富良野地区消防組合、北留萌消防組合、留萌消防組合、稚内地区消防事務組合、利尻礼文消防事務組合、南宗谷消防組合
道東地域	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合

14-2 北海道消防防災ヘリコプター応援協定

(平成8年7月1日施行)

(目的)

第1条 この協定は、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）が、災害による被害を最小限に軽減するため北海道の所有する消防防災ヘリコプター（以下「消防防災ヘリコプター」という。）の応援を求めることに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(災害の範囲)

第2条 この協定において「災害」とは、消防組織法（昭和22年法律第226号）第1条に規定する災害をいう。

(応援要請等)

第3条 災害が発生した市町等（以下「発災市町等」という。）の長は、次のいずれかに該当し、消防防災ヘリコプターによる活動を必要と判断する場合に、北海道知事（以下「知事」という。）に対して、この協定に基づき応援要請を行うものとする。

- (1) 発災市町等の消防力によっては災害防止が著しく困難な場合
- (2) 災害が、隣接する市町村に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (3) その他消防防災ヘリコプターによる活動が最も有効と認められる場合

2 応援要請は、北海道総務部防災消防課防災航空室に電話等により、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 災害の種類
- (2) 災害発生の日時及び場所並びに災害の状況
- (3) 災害現場の気象状況
- (4) 災害現場の最高指揮者の職・氏名及び災害現場への連絡方法
- (5) 消防防災ヘリコプターが離着陸する場所及び地上支援体制
- (6) 応援に要する資機材の品目及び数量
- (7) その他必要な事項

(防災航空隊の派遣)

第4条 知事は、前条第1項の規定による消防防災ヘリコプターの応援要請を受けた場合において、災害現場の気象状況等を確認し飛行が可能な場合は、総務部防災消防課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）を派遣するものとする。

2 知事は、消防防災ヘリコプターの応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発災市町等の長に通報するものとする。

(防災航空隊の隊員の指揮)

第5条 前条第1項の規定により防災航空隊を派遣した場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町等の消防長が行うものとする。

(消防活動に従事する場合の特例)

第6条 第3条第1項の規定による応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町等の長からの知事への応援要請をもって、隊員を派遣している市町等の長に対し北海道広域消防相互応援協定（以下「消防相互応援協定」という。）第7条第1項の規定による応援要請があったものとみなす。

(経費負担)

第7条 この協定に基づく応援に要する隊員の出勤に係る旅費及び諸手当並びに消防防災ヘリコプターの燃料費は、消防相互応援協定第10条の規定にかかわらず、北海道が負担するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度知事と市町等の長とが協議して決定するものとする。

附 則

この協定は、平成8年7月1日から適用する。

この協定締結を証するため、本書73通を作成し、知事及び市町等の長は、記名押印の上、それぞれその1通を保有するものとする。

14-3 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67条第1項及び策68条の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援等」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 前項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援等の種類）

第2条 応援等の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供並びにあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援等の要請の区分）

第6条 応援等の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応

援等の要請

(2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請
(応援等の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、規格及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援等の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村とが協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であつて必要があると認めるときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援等を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があつたものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。
(その他)

第11条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第42条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成27年3月31日から施行する。

平成20年6月10日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自1通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成27年3月31日

北 海 道
北 海 道 知 事
北 海 道 市 長 会
北 海 道 市 長 会 長
北 海 道 町 村 会
北 海 道 町 村 会 長

別表

地域区分	構成市町村
空知総合振興局	空知総合振興局管内の市町
石狩振興局	石狩振興局管内の市町村
後志総合振興局	後志総合振興局管内の市町村
胆振総合振興局	胆振総合振興局管内の市町
日高振興局	日高振興局管内の町
渡島総合振興局	渡島総合振興局管内の市町
檜山振興局	檜山振興局管内の町
上川総合振興局	上川総合振興局管内の市町村
留萌振興局	留萌振興局管内の市町村
宗谷総合振興局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十勝総合振興局	十勝総合振興局管内の市町村
釧路総合振興局	釧路総合振興局管内の市町村
根室振興局	根室振興局管内の市町

14-4 防災関係協定一覧

(平成27年5月1日現在)

協定の相手方	協 定 内 容	協定年月日	協定有効 期 間
小清水町内郵便局 代表 郵便局(株) 小清水郵便局長	郵便局ネットワークを活用した広報活動	(H20.5.30) H26.3.31	H26.4.1 ～31.3.31 ※解約申し 入れがない 場合、1年 間効力延長
	被災者の避難先及び避難者リスト等の情報を相互に提供		
	郵便局が所有する車両を緊急車両等として業務に支障のない範囲で提供		
	郵便事業(株)の災害特別事務取扱、(株)ゆうちょ銀行の非常払及び(株)かんぽ生命保険の非常取扱		
	その他、支援・協力できる事項		
小清水町建設業協会	情報連絡網の構築・共有	H20.2.1	—
	協力実施体制の構築・共有		
	施設の被害状況の把握に係る業務対応		
	災害応急対策に係る業務対応		
	その他必要と認める業務対応		
北見ヤクルト販売(株)	公共施設に設置している自動販売機内の飲料水の提供(無償)	H21.9.1	—
	備蓄飲料水(500ml 480本)の提供(無償)		
共成レンテム	仮設トイレ、発電機などのレンタル機材	H21.9.30	—
北海道コココーラボトリング(株)	災害対応型自動販売機による協働事業(電光掲示板の使用、販売機内の商品提供)(役場・ふれあいセンター)	H21.12.11	
北海道コココーラボトリング(株) 網走開発建設部	コココーラ・町・開発が取り組む協働事業【おしらせ道ねっと】により、道の駅「はなやか」に設置している自動販売機のメッセージボードを活用し、地域情報、道路情報等のほか、町の災害基準により対策本部が設置された場合等の緊急時における自動販売機在庫の商品(無償)の提供サービス。(メッセージボードへの発信は町が行う)	H22.2.24	所管課： 産業課 1年間 ※自動更新
北海道エルピーガス災害対策協議会	LPGガス被害状況、復旧状況の情報提供、応急・復旧工事、長期LPGガス供給停止に伴う簡易コンロ等の手配	H22.9.13	
北海道開発局長	大規模自然災害発生時の土木施設等の被害状況把握、二次災害の防止に資する応急措置準備	H22.5.31	
北海道電気保安協会	自然災害や重大事故が発生した場合、及び発生する場合の電力復旧調査、応急対策活動及び電力復旧工事の監督、指導及び検査	H22.11.17	

(社)北見歯科医師会	大空町ほか14町村。災害時における歯科医療救護活動や救護所等への派遣	H25. 2. 7	
財務省北海道財務局	避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）	H26. 3. 28	—
北海道	災害ボランティア及び支援物資等の受付事務		
北海道市長会 北海道町村会	有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業		
※北海道財務局が北海道及び市町村に協力する協定	罹災証明書申請受付及び発行に関する事務		
	罹災建物判定にかかる現地調査補助		
	その他、北海道及び市町村の職員の支持に基づく災害応急対策に関する事務及び作業		
弟子屈町長	アトサヌプリ火山噴火時における避難者の救護等に関する覚書	H27. 3. 24	—

15 各種様式

15-1 被害状況調査・報告様式

1 気象警報等受理票

気象警報等受理票							
警報等名		発表	年	月	日	時	分
		解除	年	月	日	時	分
発信者名		受信時刻	年	月	日	時	分
受信者名							
本文							
措置							
関係機関名		伝達時刻		備考			
		日 時 分					

2 被害状況調査報告

被害状況調査報告（第 次調査）

調査隊員名									
調査地区名		報告の期限		月 日 時 分					
報告者		受信者							
項目		件数	摘要		項目	件数	摘要		
人的被害	死者				非住家被害	全壊			
	行方不明					半壊			
	重傷					一部破損			
	軽傷					床上浸水			
			床下浸水						
住家被害	全壊	棟数			農業被害	農地	ha		
		世帯数				農作物	ha		
		人員							その他
	半壊	棟数			林業被害	林道			
		世帯数				その他			
		人員							
	一部破損	棟数			土木被害	道路			
		世帯数				河川			
		人員					橋梁		
	床上浸水	棟数							
		世帯数							
		人員							
床下浸水	棟数								
	世帯数								
	人員								

その他（特記）報告事項

※ 本報告書は次の調査隊に引き継ぎ、次の調査隊においては被害場所とその後の状況を調査するとともに新たな被害場所の発見に努めること。

3 災害情報

※ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報					
報告日時		月 日 時現在	発受信日時	月 日 時 分	
発信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受信機関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)			
発信者 (職・氏名)		受信者 (職・氏名)			
発生場所					
発生日時		月 日 時 分	災害の原因		
気象等の状況	雨量				
	河川水位				
	潮位波高				
	風速				
	その他				
ライフライン関係の状況	道路				
	鉄道				
	電話				
	水道 (飲料水)				
	電気				
その他					
(1)災害対策本部等の設置状況		(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
		(名称) (設置日時) 月 日 時 分設置			
(2)災害救助法の適用状況		地区名	被害棟数	罹災世帯	罹災人数
		(救助実施内容)			

応急措置の状況	(3)避難の状況	地区名	避難場所	人数	日時	
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
(6)応急対策出動人員	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他措置の状況					
	(ア)出動人員		(イ)主な活動状況			
	市町村職員	名				
	消防職員	名				
	消防団員	名				
	その他(住民等)	名				
計	名					
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

4 被害状況報告

被害状況報告（速報 中間 最終）

災害発生日時			月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在				
災害発生場所											
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名					
	職・氏名					職・氏名					
	発信日時		月 日 時 分			受信日時		月 日 時 分			
項 目		件数等	被害金額(千円)		項 目		件数等	被害金額(千円)			
①人的被害	死者	人	※個人の氏名、性別、年齢、原因は、補足資料で報告		⑤土木被害	道	河川	箇所			
	行方不明	人					海岸	箇所			
	重傷	人					砂防設備	箇所			
	軽傷	人					地すべり	箇所			
計	人			急傾斜地		箇所					
②住家被害	全壊	棟				木	市町村工事	河川	箇所		
		世帯						道路	箇所		
		人						橋梁	箇所		
	半壊	棟				小計	箇所				
		世帯									
		人									
	一部破損	棟			害	港湾	箇所				
		世帯				漁港	箇所				
	床上浸水	棟				下水道	箇所				
		世帯				公園	箇所				
床下浸水	棟			崖崩れ		箇所					
	世帯			計		箇所					
計	棟			⑥水産被害		漁船	沈没流出	隻			
	世帯						破損	隻			
	人						計	隻			
							漁港施設	箇所			
						共同利用施設	箇所				
						その他施設	箇所				
③非住家被害	全壊	公共建物	棟			漁具(網)	件				
		その他	棟			水産製品	件				
	半壊	公共建物	棟			その他	件				
		その他	棟			計					
計	公共建物	棟									
	その他	棟									
④農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha	⑦林業被害	道	林地	箇所			
			浸冠水	ha							
		畑	流失・埋没等	ha			有	治山施設	箇所		
			浸冠水	ha							
	農作物	田	ha	林		林地		箇所			
		畑	ha								
	被害	農業用施設	箇所				林産物	箇所			
		共同利用施設	箇所				その他	箇所			
		営農施設	箇所			小計	箇所				
		畜産被害	箇所			一般民有林	林地	箇所			
その他		箇所		治山施設	箇所						
計			林地	箇所							
				林産物	箇所						
				その他	箇所						
				小計	箇所						
				計	箇所						

項 目		件数等	被害金額(千円)	項 目		件数等	被害金額(千円)	
⑧ 衛 生 被 害	水 道	箇所		⑪社会教育施設被害	箇所			
	病 院	公 立	箇所	⑫社会福 公 立	箇所			
		個 人	箇所	祉施設等 法 人	箇所			
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所	被害	計	箇所		
		し尿処理	箇所	⑬ そ の 他	鉄道不通	箇所		—
	火 葬 場	計	箇所		鉄道施設	箇所		
被害船舶(漁船除く)					隻			
⑨ 商 工 被 害	商 業	件	空 港		箇所			
	工 業	件	水 道		戸		—	
	そ の 他	件	電 話		回線		—	
	計	件	電 気	戸		—		
⑩ 公 立 文 教 施 設 被 害	小 学 校	箇所	ガ ス	戸		—		
	中 学 校	箇所	ブ ロ ッ ク 塀 等	箇所		—		
	高 校	箇所	都 市 施 設	箇所				
	その他文教施設	箇所	計			—		
	計	箇所	被 害 総 額					
公共施設被害市町村数	団体		火 災 発 生	建 物	件			
罹災世帯数	世帯			危 険 物	件			
罹 災 者 数	人			そ の 他	件			
消防職員出動延人数	人		消防団員出動延人数	人				
災害対策本部の設置状況	道 (総合振興局・振興局)							
	市町村名	名 称			設置日時	廃止日時		
災害救助法適用市町村名								
補足資料 (※別葉で報告) ○災害発生場所 ○災害発生年月日 ○災害の種類概況 ○人的被害 (個人の氏名、性別、年令、住所、職業、被災場所、原因) →個人情報につき取扱い注意 ○応急対策の状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか								

5 被害の判断基準

被害区分		判 断 基 準
① 人 的 被 害	死 者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの。又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの。</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) C町のものが隣接のD町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、D町の死亡者として取り扱う。(行方不明、重傷、軽傷についても同じ。)</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。</p> <p>(1) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	重 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月以上に及ぶものを重傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄の(2)(3)を参照。</p>
	軽 傷 者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療を受け、又は受ける必要のあるもの。</p> <p>(1) 負傷の程度は医師によるものとし、診断後入院、通院、自宅治療等が1か月未満であるものを軽傷者とする。</p> <p>(2) 死者欄(2)(3)を参照。</p>
② 住 家 被 害	住 家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの。）を問わず全てを住家とする。</p>
	世 帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これ等に類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半 壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの。</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>

被害区分		判 断 基 準
② 住家被害	一部破損	全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもの。 (1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建物を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。
	床上浸水	住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一時的に居住することができない状態となったもの。 (1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
	床下浸水	住家が床上浸水に達しないもの。 (1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。
③ 非住家被害	非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 (1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。 なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。 (2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。 (3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に附随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。 (4) 被害額の算出は、住家に準ずる。	
④ 農業被害	農地	農地被害は、田畑が流失・埋没等のため農耕に適さなくなった状態をいう。 (1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ10%以上が流出した状態をいう。 (2) 埋没とは粒径1mm以下にあつては2cm、粒径0.25mm以下の土砂にあつては5cm以上流入した状態をいう。 (3) 埋没等の等とは、地震による土地の隆起、陥没又は干ばつ等をいう。 (4) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、農耕を維持するための最少限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。
	農作物	農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。 (1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (2) 倒伏とは、風のため相当期間（24時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。 (3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	農業用施設	頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。
	共同利用施設	農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。
	営農施設	農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。
	畜産被害	施設以外の畜産被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。
その他	上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。	

被害区分		判 断 基 準
⑤ 土 木 被 害	河 川	河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	海 岸	海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	砂 防 設 備	砂防法第1条に規定する砂防設備、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	地 す べ り 防 止 施 設	地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	急 傾 斜 地 崩 壊 防 止 施 設	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	道 路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋 梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港 湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁 港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設。
	下 水 道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路。
公 園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの。	
⑥ 水 産 被 害	漁 船	動力船及び無動力船の沈没流出、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引き上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁 港 施 設	外かく施設、けい留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの。
	共 同 利 用 設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設・干場・船揚場等をいう。
	そ の 他 施 設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。
	漁 具 (網)	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。
水 産 製 品	加工品、その他の製品をいう。	
⑦ 林 業 被 害	林 地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。
	治 山 施 設	既設の治山施設等をいう。

被害区分		判 断 基 準
⑦ 林業被害	林 道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。
	林 産 物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。
	そ の 他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。
⑧ 衛生被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。
	火 葬 場	火葬場をいう。
⑨ 商工被害	商 業	商品、原材料等をいう。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。
⑩公立文教施設被害	公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、盲学校、ろう学校、養護学校、幼稚園等をいう。（私学関係はその他の項目で扱う。）	
⑪社会教育施設被害	図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設。	
⑫社会福祉施設等被害	老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設をいう。	
⑬ その他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。
	空 港	空港整備法第5条第1項の規定による空港をいう。
	水 道(戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話(戸数)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気(戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス(戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。
	上記の項目以外のもので特に報告を要すると思われるもの。	

15-2 水防活動実施報告書

自 年 月
至 年 月

区 分	水 防 活 動		使 用 資 材 費			左のうち主要資材25万円以上使用団体分			備 考
	団 体 数	活 動 延 員 人	主 要 資 材 円	そ の 他 資 材 円	計 円	団 体 数	使 用 資 材 費		
							主 要 資 材	そ の 他 資 材	
支 前 回 迄	—	—	円	円	円				
月 分	—	—							
月 分	—	—							
月 分	—	—							
小 計	—	—							
累 計	—	—							
水防管理団体分 前 回 迄									
月 分	()								
月 分	()								
月 分	()								
小 計									
累 計							円	円	円

(作成要領)

- 1 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
- 2 「団体数」欄の()書には、当該月内に水防活動を行った水防管理団体数を、その他の欄には水防団体の実数を記入すること。
- 3 「月分」欄は、当該期間の調査対象月数に応じ区分すること。ただし、水防活動を行わない月の欄は不要。
- 4 「主要資材」欄は、俵、かます、布袋類、たたみ、むしろ、なわ、竹、生木、丸太、くい、板類、鉄線、釘、かすがい、蛇籠、置石及び土砂の使用額を記入すること。
- 5 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。
- 6 「左のうち主要資材25万円以上使用団体分」の各欄の記入は、水防管理団体分の「累計」欄のみ記入すること。

15-3 防災気象情報等受理票

防 災 気 象 情 報 等 受 理 票			
年 月 日		午前 時 分 午後	連絡 電話、電報、無線
発 信 者		受 理 者	印
防 災 気 象 情 報 の 種 類		発 表 時 刻	午前 時 分 午後
受 理 事 項			
処 理 方 法			

15-4 自衛隊災害派遣要請

1 自衛隊災害派遣要請様式

第 号
年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

小清水町長 ⑩

自衛隊災害派遣要請について

このことについて、別紙災害の状況及び派遣を依頼する事由書により自衛隊の災害派遣を依頼します。

(係)

別紙 災害の状況及び派遣を依頼する事由書

1 災害の状況及び派遣を依頼する事由

2 派遣を必要とする期間

年 月 日 時 ～ 年 月 日 時

3 派遣を希望する区域及び活動内容

区 域 _____

(区域図を添付のこと)

活動内容 _____

4 その他参考となる事項

連絡責任者

市町村名 _____

職 名 _____

氏 名 _____

電話番号 _____

※ ヘリコプターの場合、搭乗者の職・氏名・年齢・続柄を記入のこと

2 自衛隊撤収要請様式

第 号
年 月 日

オホーツク総合振興局長 様

小清水町長 ⑩

自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について

年 月 日付け第 号で依頼した災害派遣については、所期の目的を達成したので次の時刻をもって撤収されるよう依頼します。

記

1 派遣箇所

2 撤収日時 年 月 日 時 分

3 撤収理由

(係)

15-5 ヘリコプター運航要請

(第 報)

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		TEL	FAX				
災害の状況・派遣理由	覚 知	平成 年 月 日 時 分							
	災害発生日時	平成 年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域			希 望 す る 活 動 内 容						
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項	(照明、Ⓜマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況(障害物等)ほか)							
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先			救急自動車等の手配状況						
他機関の応援状況	既に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法					(周波数) Hz				
その他参考となる事項									
搭乗者	所 属	職	氏 名	年 齢	所 属	職	氏 名	年 齢	備 考

15-6 世帯構成員別被害状況

年 月 日

世帯構成員別 被害別	1 人世帯	2 人世帯	3 人世帯	4 人世帯	5 人世帯	6 人世帯	7 人世帯	8 人世帯	9 人世帯	10 人世帯	計	小学校	中学校	高等学校
	全壊（焼）													
流失														
半壊（焼）														
床上浸水														
合計														

15-7 物資購入（配分）計画表

品名	単価	区分	1 人世帯				2 人世帯				3 人世帯				計			
			円				円				円							
			数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額	数 量	世 帯 数	所 要 数	金 額
計																		

15-8 物資給与及び受領書

住宅被害程度	1 全壊（焼） 2 半壊（焼）	3 流失 4 床上浸水	給与の基礎となった 世帯構成員数	人
--------	--------------------	----------------	---------------------	---

災害救助用物資として、下記内訳のとおり受領しました。

年 月 日

世帯主 住 所 _____

氏 名 _____

連絡先 _____

給 与 年 月 日	品 名	数 量	備 考
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			
年 月 日			

15-9 輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕					燃料費	実支出額	備考
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費	故障の概要			
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
計													

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的（又は救助の種類名）を記入すること。
 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両等による場合有償無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

15-10 緊急通行車両の標章及び確認証明書

様式1



- (備考) 1 色彩は記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」並びに年月日を表示する部分を白色、地を銀色とする。
- 2 記号の部分に表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

様式2

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
知 事 公安委員会			印 印
番号標に表示されている番号			
車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)			
使 用 者	住 所		
	氏 名		
通 行 日 時			
通 行 経 路		出 発 地	目 的 地
備 考			

(備考) 用紙は日本工業規格A5とする。

15-11 救急状況調書

取扱員	認識番号	職業	氏名	年齢	性別	住所又は傷病者等の特徴	傷病程度	収容医療機関名
	No.				男女		死重 中軽	病院 医院 診療所

15-12 記録集計表

年月日現在 被災状況	性別	死亡		重傷	中傷	軽傷	合計	収容場所	出動名
		現場	医療機関						
年月日 時分現在	男	人	人	人	人	人	人		
	女								
	計								

* 傷病者の救出及び救急状況の記録用